公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６９号
茨城県石岡市東石岡４－１－38　介護老人保健施設あいあい、住民票上の住所茨城県小美玉市田木谷1069番地２
債務者　吉川　時夫
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７２９号
京都市東山区福稲柿本町17番地19
債務者　井関真和美
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
奈良市北之庄西町１丁目10番地の３　グランディール101号
債務者　中武智恵子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
奈良市中町4972番地の52
債務者　川瀬　美幸
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１３号
愛媛県松山市保免中２丁目５番32号　旭ハイツ201号
債務者　平林　和樹
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２４号
愛媛県松山市西長戸町244番地３
債務者　日吉　真衣
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５号
愛媛県松山市立花４丁目８番19号　コーポフレンズ立花205号
債務者　谷本　麻衣
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３３号
愛媛県松山市枝松１丁目５番16号
債務者　榎本　久美
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４１号
愛媛県伊予郡砥部町原町311番地５
債務者　末光　正勝
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４２号
愛媛県伊予郡砥部町原町311番地５
債務者　末光　宣美
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４４号
愛媛県松山市北条辻５番地２　河野アパート２Ｆ
債務者　玉井　龍二
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５４号
愛媛県松山市南吉田町1091番地11
債務者　鵜篭　章洋
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
宮崎市大塚町地蔵田4665番地１
債務者　三浦　博子
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８６号
秋田市寺内堂ノ沢３丁目４番17号
債務者　今野　吉信
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６号
茨城県龍ケ崎市南中島町241番地20　グリーンパストラルＳＡＫＵＲＡＩ・Ａ棟203号室
債務者　小柳　陽佳
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
茨城県牛久市牛久町2494番地１　フレグランスＡ201号
債務者　露原　成人
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係